

弘前ナンバーに関する Q&A

Q1: 弘前ナンバーの対象地域は？

A1: 車検証に記載されている「使用の本拠の位置」が「弘前市」・「西目屋村」となっている場合は、弘前ナンバーを取り付けることができます。

Q2: 弘前ナンバー対象地域で新規登録したときのナンバープレートはどうなりますか？

A2: すべて、弘前ナンバーを交付します。青森ナンバーとの選択制ではありません。

Q3: 弘前ナンバー対象地域で、現在使用している青森ナンバーを弘前ナンバーに変更できますか？

A3: 変更できます。

Q4: 弘前ナンバー対象地域で、現在使用している青森ナンバーはそのまま使用していてもいいですか？

(番号変更の必要はありますか。)

A4: 使用できます。あえて番号変更する必要はありません。

Q5: 弘前ナンバー対象地域で、現在使用している青森ナンバーを同じ青森ナンバーに番号変更することができますか？

A5: できません。

Q6: 弘前ナンバー対象地域で、付与された弘前ナンバーを青森ナンバーに変更することはできますか？

A6: 弘前ナンバー対象地域で一度付与された弘前ナンバーは青森ナンバーに戻すことはできません。

Q7: 弘前ナンバー対象地域で、青森ナンバーまたは他県ナンバーの中古車を購入した場合、弘前ナンバーへ番号変更の必要はありますか？

A7: 車検証に記載されている使用の本拠の位置が弘前市へ変わる場合、番号変更が必要となります。別途、手数料がかかりますので、ホームページの交付手数料をご覧ください。

Q8: 弘前ナンバー対象地域で車検を受けた場合、自動的に青森ナンバーから弘前ナンバーへ変わりますか？

A8: 変わりません。

Q9: 弘前ナンバー対象地域で、現在使用している青森ナンバーの自動車を青森ナンバー対象地域へ変更(移転)登録を行う場合は、番号変更の必要はありますか？

A9: 番号変更の必要はありません。

Q10: 弘前ナンバー対象地域で、現在使用している弘前ナンバーの自動車を青森ナンバー対象地域へ変更(移転)登録を行う場合は、番号変更の必要はありますか？

A10: 番号変更が必要となり、青森ナンバーが付与されます。

Q11:青森ナンバー対象地域で、現在使用している青森ナンバーの自動車を弘前ナンバー対象地域へ変更(移転)登録を行う場合は、番号変更の必要はありますか?

また、他県から弘前ナンバー対象地域へ転入してきた場合はどうですか?

A11:他県から転入してきた場合も含めて、すべて弘前ナンバーへの番号変更が必要になります。

Q12:弘前ナンバー対象地域で、現在使用している青森ナンバーの自動車の番号標を交換申請できますか?

A12:ペイント、字光式ナンバーへの交換は可能ですが、図柄入りの交換は番号変更の手続きになります。

Q13:青森ナンバー地域(現青森ナンバー)から弘前ナンバー地域へ転入後抹消する場合は、転入抹消の手続きになりますか?

A13:転入抹消になります。

【参考】

- ① 新規登録 (ア)すべて弘前ナンバー(青森ナンバーとの選択制ではない)

- ② 変更(移転)等 (ア)弘前地域の青森ナンバー ⇒ 青森地域へ(番号変更なし)
転出 八戸地域へ(八戸No.へ番変あり)
(イ)弘前ナンバー ⇒ 青森、八戸地域へ(青森No.、八戸No.へ番変あり)

- ③ 変更(移転)等 (ア)青森、八戸ナンバー ⇒ 弘前地域へ(弘前No.へ番変あり)
転入 (イ)他県ナンバー ⇒ 弘前地域へ(弘前No.へ番変あり)

- ④ 番号変更 (ア)弘前地域の青森ナンバー ⇒ 弘前ナンバーへ(希望により番変可能)
(イ)弘前ナンバー ⇒ 弘前ナンバー地域で青森ナンバーへ(不可)
※ 弘前地域の青森ナンバー ⇒ そのまま使用可能